

資料

令和元年6月10日開催

第4回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号 美瑛町森林環境譲与税基金条例の制定について ----- 1

○条例の一部改正

議案第 2号 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について ----- 2～ 3

○規約の変更

議案第 8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について ----- 4～ 5

議案第 9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について ----- 6

議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について ----- 7

美瑛町森林環境譲与税基金条例の制定要旨

1 制定の要旨

森林環境譲与税の創設に伴い、国から町へ譲与される森林環境譲与税を積み立て、適正に管理・運用するため、基金条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（設置）

本条例の設置目的について規定

第2条（積立）

基金に積み立てる額について規定

第3条（管理）

基金に属する現金の保管方法について規定

第4条（繰替運用等）

基金から歳計現金に繰替運用する場合について規定

第5条（運用益金の処理）

基金の運用から生じる収益の計上方法について規定

第6条（処分）

基金の処分方法について規定

第7条（委任）

条例に定めるもの以外の基金の管理に関する事項について規定

附 則

条例を施行する期日について規定

3 施行期日

公布の日から施行する。

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）の施行に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

放課後児童支援員認定資格研修については、これまで都道府県のみで行われていたが、本年4月より指定都市においても行うことが可能となったため、第10条第3項に規定する放課後児童支援員の要件に「指定都市の長が行う研修を修了したもの」についても可能である旨を追加するもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和元年6月10日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第9条 【略】 第10条 【略】 2 【略】 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 【略】 4～5 【略】 第11条～第22条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第9条 【略】 第10条 【略】 2 【略】 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事_____が行う_____研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 【略】 4～5 【略】 第11条～第22条 【略】 附則 【略】</p>

新		旧	
別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
【略】	【略】	【略】	【略】
空知総合振興局 （32）	【略】、北空知衛生センター組合、 、南空知葬斎組合 【略】	空知総合振興局 （33）	【略】、北空知衛生センター組合、 北空知葬斎組合、南空知葬斎組合 【略】
【略】	【略】	【略】	【略】
日高振興局（15）	【略】、日高中部衛生施設組合、 、日高中部 広域連合【略】	日高振興局（16）	【略】、日高中部衛生施設組合、日 高地区交通災害共済組合、日高中部 広域連合【略】
十勝総合振興局 （23）	【略】、北十勝2町環境衛生処理組 合、 、南十勝 複合事務組合【略】	十勝総合振興局 （24）	【略】、北十勝2町環境衛生処理組 合、池北三町行政事務組合、南十勝 複合事務組合【略】
【略】	【略】	【略】	【略】
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1～7【略】	【略】	1～7【略】	【略】
8【略】	【略】	8【略】	【略】
9 地方公務員災 害補償法（昭和 42年法律第 121号）第 69条の規定に	【略】、北空知衛生センター組合、 、南空知葬斎組合 【略】、日高中部衛生施設組合、 、日高中部 広域連合【略】、北十勝2町環境衛	9 地方公務員災 害補償法（昭和 42年法律第 121号）第 69条の規定に	【略】、北空知衛生センター組合、 北空知葬斎組合、南空知葬斎組合 【略】、日高中部衛生施設組合、日 高地区交通災害共済組合、日高中部 広域連合【略】、北十勝2町環境衛

○北海道市町村総合事務組合同規約 新旧対照表

令和元年6月10日
第4回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
<p>基づく非常勤の 職員の公務上の 災害又は通勤に よる災害に対す る補償に関する 事務</p>	<p>生処理組合、 南十勝複合事務組合【略】</p>	<p>基づく非常勤の 職員の公務上の 災害又は通勤に よる災害に対す る補償に関する 事務</p>	<p>生処理組合、池北三町行政事務組合、 南十勝複合事務組合【略】</p>
10【略】	【略】	10【略】	【略】

新		旧	
本則附則 【略】 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 【略】 (2) 一部事務組合及び広域連合		本則附則 【略】 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 【略】 (2) 一部事務組合及び広域連合	
区 分	一部事務組合及び広域連合	区 分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内～後志管内	【略】	石狩管内～後志管内	【略】
空知管内	【略】砂川地区保健衛生組合、 _____ _____ _____ 【略】	空知管内	【略】砂川地区保健衛生組合、 <u>北空知葬斎組合</u> 、 月新水道企業団 【略】
上川管内～胆振管内	【略】	上川管内～胆振管内	【略】
日高管内	日高東部衛生組合、 _____ _____ _____ 【略】	日高管内	日高東部衛生組合、 <u>日高地区交通災害共済組合</u> 、 日高東部消防組合 【略】
十勝管内	南十勝複合事務組合、 _____ _____ _____ 北十勝2町環境衛生 処理組合、 <u>とかち広域消防事務組 合</u>	十勝管内	南十勝複合事務組合、 <u>池北三町行政事務組合</u> 、 北十勝2町環境衛生 処理組合、 <u>とかち広域消防事務組 合</u>
釧路管内～	【略】	釧路管内～	【略】

新	旧
<p>別表第1 石狩郡 当別町 【中略】 大雪清掃組合</p> <hr/> <p>釧路東部消防組合 【中略】 西空知広域水道企業団</p> <hr/> <p>北空知衛生施設組合 【中略】 十勝圏複合事務組合</p> <hr/> <p>紋別地区消防組合 【中略】 北空知衛生センター組合</p> <hr/> <p>南宗谷衛生施設組合 【後略】</p>	<p>別表第1 石狩郡 当別町 【中略】 大雪清掃組合 <u>池北三町行政事務組合</u> 釧路東部消防組合 【中略】 西空知広域水道企業団 <u>日高地区交通災害共済組合</u> 北空知衛生施設組合 【中略】 十勝圏複合事務組合 <u>十勝環境複合事務組合</u> 紋別地区消防組合 【中略】 北空知衛生センター組合 <u>北空知葬斎組合</u> 南宗谷衛生施設組合 【後略】</p>